

地域創業助成金の概要

○ 地域雇用創造の核となる産業における新たな雇用創出を支援するため、従来からのサービス分野に加え、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う。

地域創業助成金の内容

分野

- ・ 地域貢献事業

- サービス9分野及び地方公共団体からのアウトソーシング

サービス9分野：①個人向け・家庭向けサービス、②社会人向け教育サービス、③企業・団体向けサービス、④住宅関連サービス、⑤子育てサービス、⑥高齢者ケアサービス、⑦医療サービス、⑧リーガルサービス、⑨環境サービス

- 地域重点分野(市町村、地域の経済団体等からなる協議会が重点産業として選択する分野)

対象

- ・ 法人の設立又は個人の事業の開始

- ・ 2人以上(うち1人以上非自発的離職者)の雇入れ

※ 非自発的離職者自らが創業する場合は、1人以上(非自発的離職者でなくても可)

助成

- ・ 創業経費の3分の1(上限150万～500万円(雇入れ人数等に応じて逡減))

- ・ 非自発的離職者1人につき30万円(上限100人分)